

安城市青少年の家清掃業務委託仕様書

1 業務内容

清掃業務

2 業務の実施場所

安城市新田町池田上1番地 安城市青少年の家

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和7年5月31日まで

ただし、契約締結日の翌日から令和5年9月30日までは、準備期間とし無償とする。

4 業務の対象等

別添仕様書のとおり

5 事故に対する措置

受注者は、受注者の派遣する要員の作業中の事故その他一切の責任を負うものとする。

6 検査及び報告

受注者は、指定の清掃を行った場合について、その都度報告するものとする。

7 契約約款

本業務の約款については、安城市委託契約約款に準拠する。ただし、下記の項目については、本仕様書の規定を優先する。

- (1) (検査及び引き渡し) 第31条第1項については、「受注者は、毎月の業務を完了したときは、その旨を発注者に通知し、検査を受けなければならない。」とする。
- (2) (契約代金の支払い) 第32条1項については、「受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、令和5年度については令和5年度契約代金の6分の1を、令和6年度については令和6年度契約代金の12分の1を、令和7年度については令和7年度契約代金の2分の1を請求することができる。」とする。
- (3) (契約代金の支払い) 第32条2項については、「発注者は、前項の規定による請求があったときは、適法な請求書を受領した日から30日以内に一部完了部分に相当する契約代金を支払わなければならない。なお、請求する金額に1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り捨てて請求するものとし各年度の最終の請求で清算する。」とする。